

鳥取海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定に基づき、知事が鳥取海区漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）を任命するための手続きに関し、法及び漁業法施行規則（昭和25年農林水産省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第139条第1項の規定に基づき、海区委員を推薦及び募集する方法は、次のとおりとする。

- (1) 漁業者等からの推薦
- (2) 漁業関係団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 海区委員として、推薦を受ける者及び応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 年齢満18歳未満の者でないこと。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) 県内在住であること。（漁業者等委員に限る）
- (5) 他の附属機関の委員に就任していないこと。
- (6) 委員会の会議等に出席できること。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

(委員の定数)

第4条 法第138条第2項の規定に基づき、海区委員の定数については10名とし、委員の区分ごとの人数は、次のとおりとする。

- (1) 法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者（漁業者等委員）6名
- (2) 法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者（学識経験委員）3名程度
- (3) 法第138条第7項に規定する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）1名程度

(推薦の手続)

第5条 第2条第1号に規定する推薦は、漁業者等3名以上が連名し、代表者が鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（個人用）（別記様式第1号）により推薦するものとする。

2 第2条第2号に規定する推薦は、団体の代表者が鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（団体用）（別記様式第2号）により推薦するものとする。

3 推薦をする者の代表者は、推薦する委員の区分及びその他の必要事項を記載した推薦書を、郵送又は持参により知事に提出するものとする。

(応募の手続)

第6条 第2条第3号に規定する応募は、鳥取海区漁業調整委員会委員候補者応募書（別記様式第3号）により応募するものとする。

2 応募者は、応募する委員の区分及びその他の必要事項を記載した応募書を、郵送又は持参により知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第7条 知事は、海区委員の推薦及び募集に当たっては、次に掲げる事項について県ホームページへの掲載等により、漁業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 機関の名称、設置目的
- (2) 委員の役割
- (3) 推薦及び募集人数
- (4) 任命の時期及び任期
- (5) 推薦及び応募資格
- (6) 推薦及び応募方法
- (7) 委員の決定方法
- (8) 委員会等の開催回数・頻度
- (9) 委員報酬
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(推薦及び応募の状況の公表等)

第8条 推薦及び募集の期間は、おおむね30日間とし、県ホームページに、推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく、次の各号に規定される事項を公表するものとする。なお、推薦を受けた者及び応募した者の数が第4条に定める定数又は同条各号の区分毎の人数に満たないことが想定された場合、推薦及び募集の期間を延長するものとする。

- (1) 推薦を受けた者及び応募した者に関する情報（住所・生年月日・電話番号を除く）
- (2) 推薦を受けた者の委員の区分ごとの数
- (3) 応募した者の委員の区分ごとの数

(候補者の評価)

第9条 知事は、第4条及び第5条の規定により推薦を受けた者及び募集に応じた者が、定数を上回る場合又はその他必要と認めるときは、鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置規程に基づく鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催するものとする。

(委員の選任)

第10条 知事は、評価委員会の意見を参考に候補者を決定し、当該候補者について議会の同意を得たうえで、海区委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、罷免、失職及び辞任等により海区委員に欠員が生じたことにより、委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合又は、漁業者等委員が委員の過半数を占めることとする要件や学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が含まれることとする要件を満たさなくなった場合は、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに海区委員の補充に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年9月4日から施行する。